

平取町強靱化計画

令和2年3月
平 取 町

【目次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	2
第2章	平取町強靱化の基本的考え方	
1	平取町強靱化の目標	3
2	本計画の対象とするリスク	4
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3	評価の実施手順	8
4	評価結果	9
第4章	平取町強靱化のための施策プログラム	
1	施策プログラム策定の考え方	21
2	施策推進の指標となる目標値の設定	21
	【平取町強靱化のための施策プログラム一覧】	22
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	40
2	計画の推進方法	40
【別表】		
	平取町強靱化のための推進事業一覧	41
	平取町「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表	51

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年(平成23年)に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

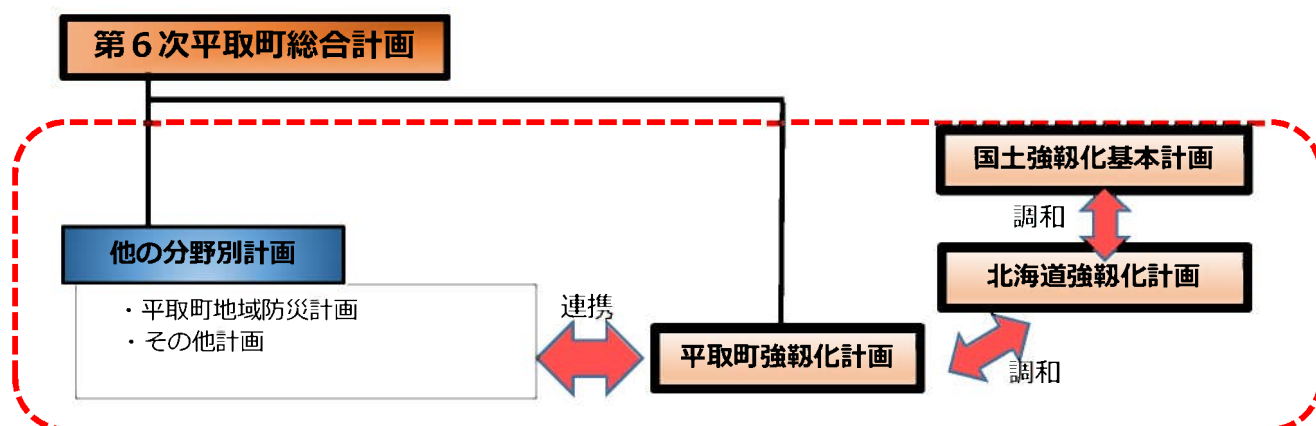
こうした中、国においては、2013年(平成25年)12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、2014年(平成26年)6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定された。また、北海道においては、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年(平成27年)3月に策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

このようなことから、本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、平取町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるとともに、国・北海道全体の強靱化を進める上からも不可欠な課題であることから、国・北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

よって、平取町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「平取町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、本町の第6次平取町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 平取町強靱化の基本的考え方

1 平取町強靱化の目標

平取町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

平取町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、平取町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを平取町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

平取町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と平取町社会経済システムを守る
- (2) 平取町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 平取町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

平取町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と平取町の社会経済システムを守る」という観点から、平取町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、平取町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 平取町における主な自然災害リスク

（１）地震

- 太平洋沖における海溝型地震
 - ・十勝沖から択捉島沖における 30 年以内にM8.8 程度の地震発生確率は、7～40%程度
（平成 30 年 2 月 地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・根室沖における 30 年以内にM7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80%程度
（同上）
- 内陸型地震（平成 30 年 全国地震動予測地図）
 - ・道内の主要活断層は 13 箇所
- 過去の被害状況
 - ・平成 30 年 9 月 北海道胆振東部地震 M6.7、最大震度 6 弱
 - 土木被害 18,450 千円、農業被害 43,698 千円
 - 林業被害 1,696,800 千円、商業被害 49,646 千円
 - 衛生被害 2,500 千円、その他 113,032 千円
 - 住宅被害 半壊、一部損壊
 - 被害総額 1,924,126 千円

（２）豪雨／暴風雨

- 道内においては、過去 30 年の台風接近数は、年平均 1.7 個（全国平均約 3 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 道内においては、平成 3 年から平成 25 年の間に、70 の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生

○ 過去の被害状況

- ・平成13年9月 大雨被害 土木被害 588,710千円、農業被害 542,327千円
林業被害 109,420千円、文教被害 700千円
被害総額 1,241,157千円
- ・平成15年8月 大雨被害 土木被害 1,388,530千円、建物被害 102,730千円
農業被害 6,682,009千円、林業被害 260,200千円
商工被害 19,280千円、衛生被害 40,150千円
その他被害 30,800千円
被害総額 8,523,699千円
- ・平成18年8月 大雨被害 建物被害 床上浸水2棟、床下浸水25棟
土木被害 887,070千円、農業被害 1,200,500千円
林業被害 72,300千円、衛生被害 25,750千円
文教被害 10,000千円、その他被害 22,850千円
被害総額 2,218,470千円
- ・平成28年8月 大雨被害 建物被害 床下浸水10棟
土木被害 307,900千円、農業被害 225,800千円
林業被害 58,550千円、商工被害 1,900千円
衛生被害 16,500千円、その他被害 5,700千円
被害総額 616,350千円

(3) 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 過去の被害状況
 - ・平成30年3月 融雪等被害 建物被害 床上浸水1棟、床下浸水1棟
土木被害 22,800千円、農業被害 41,093千円
被害総額 63,893千円

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7.3程度、30年以内に70%
- 被害想定 …… 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9以上、30年以内に70～80%
- 被害想定 …… 死者32.3万人、負傷者62.3万人、避難者950万人、
建物全壊238.6万棟、経済被害220兆円、
被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

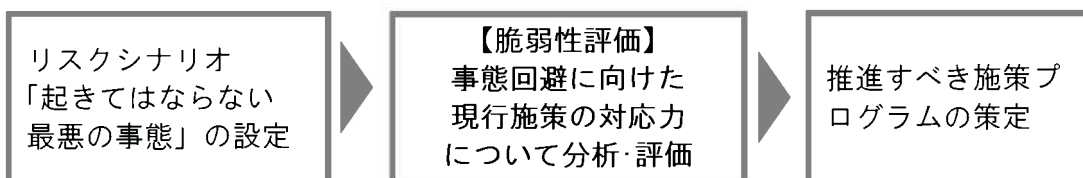
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

平取町としても、本計画に掲げる平取町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、平取町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた平取町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など平取町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、平取町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

【平取町強靱化に関する脆弱性評価】

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化については、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等については、必要な取組を進めるとともに、適切に維持管理等を行う必要がある。
- 公営住宅については、老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 公共施設が順次耐用年数を迎えるにあたり、中長期的な視点で計画的に、保有、処分、維持活用等を行い、時代に即した施設保有、施設規模にする必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 避難場所については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定についても、促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。

(啓発活動等の取組み)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 自分たちの身は自分で守る「自助」と地域住民が協力して身を守る「共助」が被害を軽減するために重要であり、地域防災向上のため、自主防災組織の結成を促進する必要がある。

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 土砂災害を未然に防止するため「地すべり・がけ崩れ等危険区域」、「土石流危険渓流」の危険箇所の基礎調査を引き続き進め、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 国及び道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が数多く残されていることから、引き続き国及び道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 「平取町防災ガイドマップ」を有効活用し、平時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養うことで、水害による住民の円滑な避難体制の構築を図る必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 国、道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備、洪水を一時的に貯留するダムなどの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。

（ダムの防災対策）

- 大雨発生時における既設ダムの治水効果の発揮を図るため、ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の機器の修繕・更新を実施し、ダム施設の適切な維持管理を進める必要がある。

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、町）において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者間で情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取り組みを進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める必要がある。

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係機関の情報共有化）

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 大規模災害時を想定した防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線や緊急速報メールなどの整備を促進するとともに、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- 町及び消防組合等の防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各関係機関が行う防災活動を円滑に進めるため、防災教育の普及を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取り組みを行う必要がある。

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道及び管内市町村、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援活動を行っているが、災害時において、これらの活動が効率的に行えるようにする必要がある。
- 官民の連携体制の充実強化を図っていく必要がある。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、関係機関と緊密に連携しながら、総合訓練等を実施する必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村等と連携した取り組みを推進する必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（災害時拠点病院等の機能強化）

- 災害拠点病院に求められている自家発電設備の整備について、災害時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入など災害拠点病院の機能を確保するため、応急用医療資機材の整備など、所要の対策を早急に図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し避難行動要支援者名簿の作成・更新など、名簿情報の適切な管理に努める必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を図るとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 被災時の職員の参集範囲や、庁舎被災時における災害対策本部の代替場所などについて、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しにより災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 防災拠点となる公共施設の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等について必要な取り組みを進めるとともに、防災拠点としての役割（機能強化）も踏まえながら、適切に維持管理を行う必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 業務全体を対象とした継続体制について、整備を促進する必要がある。

(IT部門における業務継続体制の整備)

- IT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT部門の業務継続計画（IT-BCP）の策定を促進する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

(4) ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道における再生可能エネルギーの導入は、今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策を推進する必要がある。

(電力基盤の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する必要がある。

(多様なエネルギー資源の活用)

- 本町におけるエネルギー構成の多様化を推進する必要がある。

(石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、町内石油販売業者や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農業の体質強化）

- 現在、本町の農業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する必要がある。

（地場産食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時から一定の生産量を確保していくことが重要であることから、高付加価値化及びブランド化の推進等、販路の開拓・拡大に向けた取り組みへの支援が必要である。

（地場農産物の産地備蓄の推進）

- 米などの主要穀物については国で備蓄を行っているが、災害時においては米以外の農産物も必要であることから長期貯蔵など災害時における農作物の円滑な供給に資する取り組みを進める必要がある。

4-3 水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（衛生環境等の防災対策）

- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 日高自動車道は、日高管内で生産された農畜産物等の流通の利便性を高めるとともに、苫小牧や札幌方面の高次医療施設への救急搬送に係る時間の短縮、さらには災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するための重要な道路であり、早急な整備が必要である。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格道路と緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策等）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農林業を目的に整備された農林道・農林道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、各施設の点検・診断を推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、リスク分散に適した北海道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の誘致を促進するための取組みを強化する必要がある。

(企業における業務継続体制の強化)

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体と連携し、支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や道が実施している金融支援について普及・啓発を推進し、災害時における被災企業への支援策の確保に努める必要がある。

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害に起因する森林の荒廃により、土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理)

- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

(行政職員の活用促進)

- 道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より連絡先の共有を徹底するなど、必要な受援体制を整えておく必要がある。

第4章 平取町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、平取町における強靱化施策の取組方針を示す「平取町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

【平取町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載。
- ・ 当該施策の推進に関連する分野（第6次平取町総合計画）を各施策の末尾に【 】書きで記載。
- ・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策にはついては、特に関わりのある「最悪の事態」ごとに掲載する。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。

（建築物等の老朽化対策）

- 児童生徒が安全・安心で機能的な学習環境で学べるよう、計画的に学校施設の整備を進めるとともに、学習指導要領に基づく教育活動に必要な教育設備の充実を図ります。

【学校施設の整備・充実】

- 老朽化が進んでいるが、不特定多数の町民が集う「場」として、安全で安心な施設の整備・充実を図ります。

【公民館施設の充実】

- 安定した競技力の定着と促進・普及を図るため、老朽化した各種スポーツ施設の計画的な整備・維持に努めます。

【スポーツ施設・設備の整備充実】

- 博物館施設は開館から20年以上経過していることから、必要に応じて整備改修を行い、重要有形民俗文化財展示施設として適正な管理に努めます。また、より魅力ある博物館をめざし、展示のリニューアルなど、アイヌ文化学習の拠点施設として整備充実を図ります。

【博物館の管理運営・整備充実】

- 空家に移住する方へ支援を行い、空家の有効活用を図ります。

【空家の有効活用】

- 民間事業者が経営する賃貸共同住宅等の建設を支援し、定住・移住の環境を整備します。

【民間事業者による定住環境の推進】

- 早期に老朽化の改善を図るため、公営住宅建替事業を計画的に進めます。

【公営住宅建替事業の推進】

- 公営住宅の長寿命化のため、大規模改修事業を計画的に進めます。

【公営住宅大規模改修事業の整備】

- 公営住宅の長寿命化のため、維持修繕を積極的に進めます。

【公営住宅維持修繕事業の整備】

（避難場所等の指定・整備）

- 災害発生以前（警戒時）の緊急避難の呼びかけ等迅速な情報発信に努めます。
（ハード含む）

【災害時の連絡体制の充実】

- 避難の際、重要な役割が期待されるため、組織の強化をめざします。

【自主防災組織の強化】

- 良好な公園環境を維持するため、点検活動を行いながら、適正な管理を実施します。

【公園の適正な管理・運営の推進】

- 利用者ニーズへの対応と安全・安心の確保のため定期的な点検・施設の計画的な更新を進めます。

【公園施設の適正な整備の実施】

（緊急輸送道路等の整備）

- 巡回体制を強化し、計画的な維持管理を進め、道路施設の長寿命化を図り、除・排雪の充実を図ります。

【道路維持の推進】

- 橋梁の長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を進めます。

【橋梁維持の推進】

- 道路の施設の健全度の把握を行い、安全な運行を確保します。

【道路施設の健全度の確保】

（啓発活動等の取組み）

- 避難の際、重要な役割が期待されるため、組織の強化をめざします。

【自主防災組織の強化】（再掲）

- 防災教育・訓練等により、知識や意識の啓発をめざします。

【防災意識の向上】

- 防火対象物・危険物施設への立入調査や、消防用設備・住宅用火災警報器の設置促進、定期点検指導並びに火災予防の啓発活動を推進します。

【予防対策の推進】

- 自治会の自主防災組織や民間の防火組織、事業所、一般住民などと連携し、防火組織の育成指導、避難訓練活動を推進します。

【民間防火組織の育成指導】

- 救急車到着前の応急手当の有無が救命率に大きく影響することから、町内事業所、救急機関、各種団体などと連携し、応急手当技術の普及啓発を推進します。

【応急手当の普及啓発】

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
アパート建設数(延数)	34 戸	—
公営住宅建替事業の整備	30 戸	50 戸
公営住宅大規模改修事業の整備	3 戸/年	3 戸/年
自主防災組織の組織率	95%	100%
防災訓練(実地、D I G等)の団体数	3 団体	3 団体
遊具等の専門技術者等による点検	年 1 回	年 1 回
公園利用者数(ニ風谷ファミリーランド)	8,000 人	8,200 人
公園利用者数(ニセウエコランド)	5,700 人	5,700 人
橋梁長寿命化修繕計画の進捗率	25.0%	50.0%
道路施設の長寿命化修繕計画の進捗率	10.0%	35.0%
道路整備率(舗装率)	67.5%	70.0%
消防団員の充足率	95%	98%
住宅用火災警報器普及率	90%	100%
救急講習受講者数 (平成 18 年度から延べ人員)	5,500 人	8,000 人

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

- 土砂災害危険箇所等につきましては、北海道と連携を図りながら、砂防事業等の整備を進めるとともに、砂防設備等の適正な維持管理を行い、土石流や土砂崩壊等による自然災害の防止に努め、引き続き土砂災害警戒区域の指定を進めます。
- 土砂災害における警戒避難体制を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定箇所について、引き続き町公式ホームページへ掲載します。

(砂防設備等の整備)

- 北海道予算の範囲内で調査が完了している計画地を実施します。
【公共治山事業の推進】
- 公共治山または小規模治山実施地において流路工を中心に実施します。
【小規模治山事業の推進】

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
公共治山事業の推進(年 3 箇所)	15 箇所	30 箇所
小規模治山事業の推進(年 1 箇所)	5 箇所	10 箇所

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 「平取町防災ガイドマップ」を有効活用し、平時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養うことで、水害による住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図ります。

(河川改修等の治水対策)

- 巡回体制を強化し、計画的な維持管理を進め、安全な流路の確保を図ります。
【河川維持の推進】
- 護岸河川の老朽化に伴う整備を図ります。
【河川整備の推進】

(ダム防災対策)

- 計画に基づく建設に向けて、予算要望等国に求めます。
【平取ダム建設の促進】
- 平取ダム水源地域振興整備計画に沿った振興施策を実施し、地域の振興を図ります。
【振興施策の推進】

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
平取町防災ガイドマップの作成	策定済	
河川堆積土砂除去箇所確保	6箇所以上	6箇所以上
河川整備の継続	1箇所以上	1箇所以上
とよぬか山荘利用者数	1,000人	1,100人

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制)

- 巡回体制を強化し、計画的な維持管理を進め、道路施設の長寿命化を図り、除・排雪の充実を図ります。
【道路維持の推進】(再掲)
- 道路の施設の健全度の把握を行い、安全な通行を確保します。
【道路施設の健全度の確保】(再掲)

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
道路施設の長寿命化修繕計画の進捗率	10.0%	35.0%
道路整備率(舗装率)	67.5%	70.0%

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化します。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 避難所等における防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進します。

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定数	47 件	地域の実情に応じ増減
備蓄用ダンボールベッド	20 台	適宜
避難所用発電機設置箇所	8 箇所	適宜

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新や衛星携帯電話の整備を推進します。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 安定した地上デジタル放送・CATV・インターネット環境を維持出来るよう適切な管理を実施します。

【情報通信設備の維持管理】

- 光ブロードバンドの活用を推進するとともに、情報通信網の新たな利活用の推進を図ります。

【情報通信網の利活用を推進】

- 通信技術の進歩に併せた、災害等に強い新しい情報インフラ整備の推進を図ります。

【新たな情報インフラ整備の推進】

- 一部不感地帯となっている地域について、補助事業等を活用しながら解消を図ります。

【携帯電話不感地帯の解消】

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- できる限り高齢者が健康に自立して生活できる環境づくりのため、緊急時対応を目的とした事業を推進します。

【緊急時の安全確保】

- 観光拠点地における公衆無線LANの整備や案内表示・資料の多言語化により、外国人観光客受入れ体制の充実を図ります。

【外国人観光客受入れ体制の充実】

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 児童生徒の安全を確保し、安心して学べる教育環境づくりのため、学校安全計画や危機管理マニュアル等の見直しを図るとともに、学校と家庭・地域が連携・協力し、一体となった防犯体制の充実に努めます。

【安全・安心な教育環境の整備】

- 避難の際、重要な役割が期待されるため、組織の強化をめざします。

【自主防災組の強化】（再掲）

- 消防力の整備指針で望まれる消防力の確保をめざし、消防職員の確保や適性配置並びに研修や訓練の充実を推進します。

【消防体制の整備】

- 団員の補充対策を図り、消防団の活性化を推進します。

【消防団の活性化】

- 自治会の自主防災組織や民間の防火組織、事業所、一般住民などと連携し、防火組織の育成指導、避難訓練活動を推進します。

【民間防火組織の育成指導】（再掲）

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
ブロードバンド利用率	40%	50%
I R U契約件数	1,000 件	1,200 件
携帯電話不感帯地区	0	0
町内の年間観光客入込数(H26 21.8 万人)	24 万人	25 万人
自主防災組織の組織率	95%	100%
防災訓練（実地、D I G等）の団体数	3 団体	3 団体
消防団員の充足率	95%	98%
救急救命士の数（累計）	10 名	13 名

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（物資供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道及び管内市町村、民間企業・団体等との間における連携協定の締結に努めます。

（非常用物資の備蓄促進）

- 平取町防災備蓄計画に基づき、引き続き非常用物資の備蓄体制を整えます。

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
災害協定締結数	26 件	適宜
自主防災組織の組織率	95%	100%
備蓄計画による食料、飲料水備蓄状況	100%	—

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 消防力の整備指針で望まれる消防力の確保をめざし、消防職員の確保や適正配置並びに研修や訓練の充実を推進します。
【消防体制の整備】(再掲)
- 団員の補充対策を図り、消防団の活性化を推進します。
【消防団の活性化】(再掲)

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 自衛隊体制の削減は、「地域の安全・安心の確保」に重大な影響を及ぼすものであることから、引き続き道や管内市町村等と連携し、北海道における自衛隊の体制を堅持するよう要望活動等の取組を推進します。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 老朽化が著しい消防庁舎の改築や施設の整備を計画的に推進します。
【消防施設等の整備】
- 老朽化した消防車両や設備の計画的な更新を推進します。
【消防車両・設備の充実】
- 個人装備の充実を図り、資器材の計画的な更新を推進します。
【装備・資器材の充実】

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
消防団員の充足率	95%	98%
救急救命士の数(累計)	10 名	13 名
車両更新台数(延べ台数)	7 台	12 台
装備・資器材の充足率	70%	100%

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化)

- 町内の医療機関や町外の専門病院等と連携を強化し、地域医療体制の維持・向上を図ります。
【町内外医療機関の連携】

- 医療・医療スタッフの維持・確保と資質の向上を図ります。
【国保病院の医療体制の充実】
- 医療従事者の定期的な研修を実施し、医療サービスの向上を図ります。
【国保病院の医療サービスの向上】
- 公立病院として、地域医療を提供せざるを得ない中、病床利用率の向上や各種
検診等の充実を図り収入の確保を図ります。
【国保病院の経営の安定】
- 老朽化している施設整備に向けて、早急に整備を図ります。(実施済)
【国保病院の改築整備】

(災害時における福祉的支援)

- 人的体制の強化と高齢者施設全般を推進できる行政の組織体制づくりを進めま
す。
【地域包括支援センターの機能強化】
- 見守り、声かけをはじめとする地域における福祉活動を促進するため、高齢者
が安心して暮らせる地域づくりを社会福祉協議会などの関係機関と連携し、推進
します。
【安心して暮らせる地域づくりの推進】
- 民生委員や町内会、商工関係者等のネットワークによる地域の見守り体制の構
築と、住民主体の通いの場の立ち上げに対しての助成等、地域を支える取組を社
会福祉協議会などの関係機関と連携し、支援します。
【住民参加型の地域づくりの推進】
- 多様な生活支援・介護予防サービスの利用に向け、生活支援コーディネーター
の配置や協議体の設置をめざします。
【生活支援の担い手育成とネットワークづくり】
- 平常時からの要援護者の情報を共有し、災害時に適切な対応ができるよう、既
存システムの見直しや関係機関との連携強化を図ります。
【高齢者の災害時支援体制の整備】
- 地域に密着した福祉活動を展開する社会福祉協議会組織の基盤の確立と事業の
充実を図るため、財政基盤の確立と必要な支援を行います。
【平取町社会福祉協議会への支援】
- 自治会やボランティア団体などの協働により、福祉施策への住民参加を促し、
ボランティアの育成と住民の自主的な活動を支援します。
【ボランティア活動の推進】

(防疫対策)

- 生活習慣に関する意識啓発、生活習慣病に関する情報提供や栄養・運動面での
実践、健康づくりをテーマとした講話により、町民意識の啓発を図ります。
【健康意識の啓発】
- 自らの健康への関心を高め、主体的な健康づくり活動を支援するとともに、健
康増進事業を実施し、健康づくりを推進します。
【健康づくり事業の推進】

- 健康的で生活習慣を維持、継続していく健康づくりのための仲間づくりや自主グループを育成・支援します。

【健康づくりグループの育成支援】

- 乳幼児期・成人期・高齢期に合わせた口腔トラブルの予防対策を進め、「口腔の健康づくりを通じた全身の健康づくり」を推進します。

【歯の健康の推進】

- 4種混合・BCG・ヒブ・肺炎球菌等の定期予防接種の実施及び接種体制の充実を図ります。

【乳幼児予防接種事業の推進】

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
町内の医療機関数	5 箇所	5 箇所
国保病院の常勤医師数	3 人	3 人
総合相談受理件数 (延べ)	700 件	800 件
住民主体の通いの場の設置数	5 箇所	10 箇所
生活支援コーディネーターの配置数	2 人	3 人
生活支援の協議体の設置数	1 箇所	1 箇所
健康事後教室の年間参加者率	25%	30%
健康増進事業の年間参加者数	150 人	200 人
地区健康づくり自主グループ数	3 団体	3 団体以上
3歳児健診時う歯率	20%	15%

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な訓練などを通じた実施体制の検証や必要に応じた見直しを行うとともに、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進します。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を推進します。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎や消防庁舎の改築を促進します。

(行政の業務継続体制の整備)

- 行政環境の変化に即しかつ効率的な組織運営を図り、住民ニーズに的確に対応できる組織機構の構築を図ります。

【組織機構の構築】

- 住民の利便性の向上及び災害対応等、行政機能の確保・強化を図るため、行政機能の集約化を検討します。

【行政機能の強化】

(広域応援・受援体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道及び管内市町村、民間企業・団体等との間における連携協定の締結に努めます。

- 友好町との交流を通じ、歴史・自然・文化など様々な分野での交流を図ります。

【友好町交流の検討】

- 札幌及び苫小牧びらとり会の活動を支援し、各都市と当町を結ぶ懸け橋となってもらい取組みを推進するとともに、大都市圏での結成に向けて検討を進めます。

【びらとり会の活動支援】

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
災害協定締結数	26 件	適宜
組織機構の構築 (見直し)	実施	実施
行政機能の集約化	実施	実施

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 環境負荷の少ない、再生可能エネルギーの普及促進を積極的に図ります。

【再生可能エネルギーの積極的な普及】

(電力基盤等の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上、電源の多様化、分散化に努めます。

(多様なエネルギー資源の活用)

- 町民・事業者の環境保全に対する意識の高揚を図ります。

【環境保全に対する意識の高揚】

- エネルギーの地産地消をめざし、地域バイオマス産業都市構想に基づき、木質バイオマスの活用を積極的に推進します。

【木質バイオマスの積極的な活用】

(石油燃料供給の確保)

- 特に冬季における災害時の避難所等への石油燃料の安定供給は、避難者のライフラインを確保する上で重要であることから、町内石油販売業者等との間における災害時の供給体制について協定を締結し、円滑な供給体制を構築する。

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
普及啓発活動	1 回/年	1 回/年
木質バイオマス活用施設 (公的施設)	2 箇所	4 箇所
太陽光発電システム補助	2 件/年	—
ペレットストーブ導入補助	2 件/年	—
石油燃料供給に係る協定締結	締結済	—

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 活力ある農村を維持するため、農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備を実施します。

【農業・農村整備事業の推進】

- 経営安定のため、認定農業者と認定新規就農者の認定を推進します。また、農業経営改善計画等の作成を支援します。

【認定農業者等の認定】

- 新規参入者の受入体制の強化を図るため、平取町担い手対策協議会の活動を支援し、新規参入者の確保に努めます。

【新規参入者の受入推進】

- 農協が整備する新規就農者用リース農場の整備に対して助成します。また、就農地の選定については、農業関係団体と連携し、農地保有合理化事業等の活用を図ります。

【新規就農者用リース農場の整備】

- 農業研修生の受入れを行う農家を支援し、受入農家の負担軽減と研修生の円滑な就農促進を図ります。また、研修生が実践的農業研修を行うことができるようにするため、実践農場の管理運営を平取町農業支援センターに委託します。

【農業研修生と受入農家への支援】

- 後継者の就農にあたり経営規模の拡大を図る農業者を支援します。

【農業後継者の確保・育成】

- 後継者がいない経営体の経営について、経営を中断することなく就農を希望する第三者へその経営を円滑に継承することは、本町の農業を支える上で、非常に大切なことです。一方、移譲希望者と継承希望者のマッチング等、難しい面も多くありますが、平取町農業協議会が中心となり、第三者継承のシステムづくりに向けて対策を検討します。

【第三者継承の活用に向けた検討】

- 土壌診断の実施により化学肥料の削減に努め、たい肥等の有機質資材を施用する取り組みを推進します。

【土づくりの推進】

- 農薬や化学肥料の使用量を削減して農産物の生産に取り組む平取町クリーン農業推進協議会の活動を支援します。

【クリーン農業取組への支援】

- ワクチン接種等で家畜伝染病を予防します。

【家畜自衛防疫組合の運営】

(地場産食料品の販路拡大・産地備蓄の推進)

- 札幌を中心に地場農畜産物のPR活動を実施する他、テレビやラジオ等の広告媒体を活用したPR方法を検討し、びらとりトマト、びらとり和牛、びらとり黒豚の販売促進を図ります。

【農畜産物のPRと消流す対策】

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
認定農業者及び認定新規就農者数	203 名	203 名
新規参入者の確保 (毎年 2 戸 4 名の受入を目標)	2 戸 4 名	2 戸 4 名
新規就農者用リース農場の整備	2 箇所	2 箇所
農業研修生と受入農家への支援	6 名受入	6 名受入
農業後継者の確保・育成	2 名	2 名
第三者継承の活用に向けた検討	1 戸	1 戸以上
農業振興地域整備計画の見直し	R4 見直し	R9 見直し
農業支援センターの土壌診断実施点数	1,200 点	1,200 点
クリーン農業取組農家戸数維持 (トマト)	150 件	150 件
びらとりトマトの秀品率の向上 (共選における特秀から優品までの等級)	68%	68%
農畜産物のPR (道内外でのPRイベントへの参加や開催)	3 回以上	3 回以上
びらとり和牛の販売頭数	500 頭	600 頭
びらとり黒豚の販売頭数	1,300 頭	1,340 頭

4-3 水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 利用世帯の減少や管理者の高齢化、施設の老朽化など、管理指導を進めます。
【小規模給水施設維持の推進】
- 有収率の向上を図るとともに、管理体制の強化や危機管理体制の充実に努めます。
【水道施設維持・管理の推進】
- 配水管整備計画による計画的な整備、量水器や施設の更新を進めます。
【水道施設整備の推進】
- 水質管理年間計画による水質管理を図ります。
【安全・安心な飲料水の供給の推進】
- 簡易水道収支計画に基づき、健全経営をめざします。
【水道事業経営健全化の推進】
- 3地区簡易水道事業の統合による効率的な整備事業を進めます。
【効率的な整備計画の推進】

(生活雑排水処理施設等の防災対策)

- 定期的な巡回体制を強化し、計画的な維持管理を進め、施設の長寿命化を図ります。
【施設維持の推進】
- 既存施設の計装及び回転円盤等の計画的な改修、処理施設への未接続地区の整備を進めます。
【施設整備の推進】
- 公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、防臭を図り衛生的で快適な生活を送るため、合併浄化槽の設置を推進します。
【未普及地区の整備推進】

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
簡易水道配水管長期整備計画の進捗率	68%	83%
簡易水道目標有収率	55%	60%
水道料の徴収率	85%	90%
施設維持管理定期点検 (処理施設 18 箇所、ポンプ場 30 箇所)	毎年	毎年
雑排水管清掃及び排水柵、配水管修繕	毎年	毎年
施設整備計画(隔年実施 18 箇所)	88%	94%

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(高規格幹線道路を軸とした道路交通ネットワークの整備)

- 広域交通の分断による人流、物流の停滞を回避し、被災地への人的支援や物資供給を迅速に行うため、高規格幹線道路「日高自動車道」の早期整備を関係機関等へ要望し促進を図ります。
- 都市部へのアクセス向上、観光施設へのアクセス確保など公共交通を活用した交流機会の創出を図ります。

【地域活性化に向けた交通手段の確保】

- 重複ダイヤの解消、需要に適した運航方式の導入、運行実態に即した契約の見直しを図り、持続可能な運行体制の構築をめざします。

【バス運行の効率化の向上】

(道路施設の防災対策等)

- 巡回体制を強化し、計画的な維持管理を進め、道路施設の長寿命化を図り、除・排雪の充実を図ります。

【道路維持の推進】(再掲)

- 橋梁の長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を進めます。

【橋梁維持の推進】

- 道路の施設の健全度の把握を行い、安全な通行を確保します。

【道路施設の健全度の確保】(再掲)

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
バスなどの交通の利便性の満足度(一般)	20.0%	25.0%
デマンドバス利用率(本町・荷葉地区)	3.2人/日	3.5人/日
デマンドバス利用率(振内地区)	1.8人/日	2.0人/日
橋梁長寿命化修繕計画の進捗率	25.0%	50.0%
道路施設の長寿命化修繕計画の進捗率	10.0%	35.0%
道路整備率(舗装率)	67.5%	70.0%

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 企業立地を促進するため、地域の特性・地理的優位性を様々な機会でもPRし、立地企業に対する立地しやすい環境づくりを進めます。

【企業誘致の推進】

- 町内で新たに起業する方へ補助を実施し、就業機会の拡大と地域経済の活性化を図ります。

【起業支援】

(企業の業務継続体制の強化)

- 後継者が安定的に経営ができるよう、店舗改装等の設備投資の支援や経営研修の実施等、担い手づくりと支援を図ります。

【後継者の育成・確保】

- ハローワーク等関係きかんと連携のもと、求人情報の提供をするとともに、地域資源を活用した雇用の推進を図ります。

【雇用拡大の推進】

- 関係機関・団体との連携により、勤労者が豊かで充実した生活が送れるよう労働条件の向上や環境づくりを促進し、安定した就業環境の確保に努めます。

【労働環境向上の支援】

(被災企業等への金融支援)

- 中小企業へ運転資金、設備資金の融資・補助による支援を実施し、経営の安定と誘客を図るとともに、地場産業振興資金の融資・補助による支援体制の充実を図ります。

【中小企業への融資支援】

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
企業立地・支援制度の確立 (立地促進条例制定)	H29 実施	—
企業誘致件数	1 件	1 件
起業化支援数	2 件	2 件
地場産業振興資金の融資・補助	継続 2 件 新規 1 件	継続 2 件 新規 1 件

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全)

- 林野火災予消防対策協議会による情報交換や森林愛護組合などによる啓蒙活動を積極的に推進します。

【山火事予消防の推進】

- 情報交換や共同事業の推進を目的に、林野団体・関係者で構成する各種協議会の運営・支援を行います。

【各種協議会への支援】

- 「町有林循環型経営方針」に基づき毎年 30ha の更新伐を行い「植栽・下刈・除間伐・皆伐」を 40 年繰り返すことで循環型経営を確立し事業量の安定を図ります。

【町有林の適正管理と造成】

- 一般民有林の荒廃を防ぐため、経営放棄する森林の寄付・取得を進めながら、町有林として管理し地域の森林財産を守ります。
【水源涵養・環境林の維持経営】
 - 伐期を迎えたカラマツ材等を建材等として個人住宅をはじめ公共事業に有効利用し地産知材を推進します。
【地域地材の推進】
 - 平取町民有林活性化委事業補助要綱に基づき、人工造林、下刈。除間伐、枝打ち事業に対して財政的な支援を行います。
【民有林活性化推進事業】
 - 森林整備担い手対策として、道が定める「森林整備担い手対策推進事業実施要綱」により労働者、事業主、市町村、道それぞれが負担し担い手対策の推進を図ります。
【森林整備担い手対策の推進】
 - 森林施業の基盤である林道の維持管理（草刈・修繕）を行います。
【林道の維持管理】
 - 森林施業の事業費軽減を図り、再造林を進めるためにも作業路を整備し林道として開設します。
【林道の開設】
 - 林道の長期安定利用にむけて、山腹崩壊など老朽化した既存林道の改良を進め維持補修を行います。
【林道の改良】
 - 猟友会沙流川支部と連携し、駆除体制の有効な取り組みを検討します。
【有害駆除体制の推進】
- （農地・農業水利施設等の保全管理）
- 耕作放棄化になりやすい「傾斜地」をはじめとした「条件不利地」について、平取町共同集落による農地保全のための活動を支援します。
（第4期対策：H27～R1）塵
【中山間地域等直接支払制度の推進】
 - 農業者が農作物を有害獣から守るための電気柵の整備に対して助成します。また、町で整備した有害獣侵入防止柵については、集落で組織する維持管理組合へ管理を委託します。
【害獣防止電気柵整備の助成と有害獣侵入防止柵の管理委託】
 - 優良農地を将来的に確保するため、計画的に農業振興地域整備計画の見直しを進めます。
【農業振興地域整備計画の見直し】
 - 増大する耕作放棄地対策として打ち出された国策を活用した担い手への農地・集積によるコスト削減、農地の流動化を進めます。
【農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集約・集積】

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
町有林の適正管理と造成 (累計)	1,550ha	3,700ha
水源涵養・環境林の維持経営 (累計)	4,500ha	5,000ha
カラマツ材利用促進事業	200 m ³	300 m ³
民有林活性化推進事業 (累計)	2,200ha	4,400ha
森林整備担い手対策の推進 (累計)	150 人	300 人
林道の管理	13 路線	13 路線
林道の開設 (累計)	5,000m	10,000m
林道の改良 (累計)	500m	2,000m
エゾシカ駆除頭数	2,500 頭	2,000 頭
中山間地域等直接支払制度の推進	1 集落	1 集落
エゾシカによる被害額 (H24 年度対比)	30%減	30%減
農業振興地域整備計画の見直し	R4 見直し	R9 見直し
農地中間管理機構を活用した農地流動化	2 件以上	2 件以上

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 平取町外2町衛生施設組合災害廃棄物処理計画に基づき、構成町である日高町及びむかわ町と連携し、災害における避難所等のごみの回収・処理を適正かつ円滑、迅速に進め、地域の衛生確保を図ります。

(地籍調査の実施)

- 土地の適正管理を進めるため、地積調査をはじめ地積図の適正な管理を進めます。

【地積図の適正な管理】

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
なし		

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化します。

(行政職員の活用促進)

- 行政情報の提供や自治会との意見交換のため自治会長連絡員会議の開催及び地区担当員の派遣などを通じて自治会との連携強化を図ります。

【自治会との連携】

- 職員個々の能力開発と資質向上のため、計画的で多様な研修を実施し、専門的な知識や能力を身につけた職員を育成するとともに、人事交流の推進・自己啓発を促しながら、能力が発揮できる環境整備を図ります。

【職員の能力開発と資質の向上】

- 行政環境の変化に即しかつ効率的な組織運営を図り、住民ニーズに的確に対応できる組織機構の構築を図ります。

【組織機構の見直し】

- 住民の利便性の向上及び災害対応等、行政機能の確保・強化を図るため、行政機能の集約化を検討します。

【行政機能の強化】

指 標	目標 (R2)	目標 (R7)
協働によるまちづくりが進んでいると思う町民割合	50%	70%
外部研修への参加	年 15 名	年 15 名
講師招聘による研修の実施	年 2 回	年 2 回
新採用職員への研修強化	年 2 回	年 2 回
研修体系の整備	見直し	見直し
組織機構の構築 (見直し)	実施	実施
行政機能の集約化	実施	実施

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は「第6次平取町総合計画」と整合を図る必要があることから、本計画の推進期間を令和2年度から令和7年度の概ね6年とする。なお、計画期間内においても、社会情勢の変化等により、計画内容の見直しが必要な場合には、適宜見直しを行う。

また、本計画は、「国土強靱化計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図りながら、平取町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との連携を図るものとする。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、平取町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 平取町強靱化のための推進事業一覧

計画事業費：第6次平取町総合計画に位置付けた推進事業の令和2～7年度までの総事業費

1 - 1

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
住宅・建築物等の耐震化	中央公民館整備事業	公民館を町民に多く利用してもらうために、計画的に必要な箇所を整備し、利便性を図る。	55,004	生涯学習課
建築物等の老朽化対策	学校施設改修事業	老朽化等により必要となる各学校施設の補修及び改修を行なうもの。	随時対応	生涯学習課
	学校体育館改修事業	老朽化等により必要となる各学校体育館の補修及び改修を行うもの。	12,067	生涯学習課
	学校施設地下タンク埋設事業	現在重油地下タンクを使用している学校施設の建築年数が30年を超えていることから、経年劣化による漏食が発生する前に地上タンクを設置し、安全な学校環境を整備する。また、個別暖房化と合わせて実施することにより、コストが軽減される。	1,000	生涯学習課
	学校施設個別暖房整備事業	各学校のボイラーは老朽化により、毎年相当額の修繕費がかかっているため更新を検討しなければならないが、同時に配管も整備しなければならないため、多額の事業費がかかることから、個別暖房に移行するとともに、重油地下タンクを廃止する。(4校)	45,000	生涯学習課
	二風谷小学校校舎整備事業	当校は昭和61年に建設以降、校舎トップライトガラスの修繕以外に大規模な改修等は行っていないが、天井からの雨漏りや結露等による木床の浮上、劣化が著しいため、改修するものである。	169,500	生涯学習課
	学校グラウンド整備事業	各学校のグラウンドは建設後、ほぼ改修等が行われていないため、排水機能の低下及び、土が流出しており、雨天後の水はけが悪く授業等に支障を来している状況である。部活動や少年団活動等でも使用するため、暗渠等の整備をすることにより、利用頻度の向上を図るものである。	28,000	生涯学習課
	学校施設LED照明整備事業	照明については、LED灯の普及により蛍光灯等の製造が順次製造が中止されてきている。そのため、学校ほか公共施設においても順次LED化し、維持コストの削減に加え環境負荷軽減も図るもの。	10,102	生涯学習課
	教員住宅整備事業	教員住宅は老朽化等が進んでいるとともにトイレを含む居住環境が悪く、町外から通勤する教職員も少なくない。このため内装及びトイレの水洗化等の改修を行い、町内に居住しやすい環境を整備する。	50,000	生涯学習課
	教職員住宅火災警報器整備事業	教職員住宅の火災報知器は平成20年～21年度にかけて新設をしているが、耐用年数の10年が経過するため、機器を更新するもの。	958	生涯学習課
	教員住宅解体事業	学校統合等により教職員住宅の空家が多くなっているため、使用するに耐えがたい住宅を解体するものである。		生涯学習課
	中央公民館整備事業 [再掲]	公民館を町民に多く利用してもらうために、計画的に必要な箇所を整備し、利便性を図る。	—	生涯学習課
	町民体育館改築事業	現在の町民体育館は昭和45年に建設されたもので、現在は一般大人、少年団、中学校の部活動、柔剣道などで利用されており、今後においては、子どもから高齢者まで広く町民が、スポーツや健康づくりに利用できる拠点施設として整備するものである。	1,000,000	生涯学習課
	町民体育館改修事業	町民体育館は昭和45年に建設されたもので、老朽化が進んでいるため、必要な箇所について改修を行う。	1,300	生涯学習課
	二風谷アイヌ博物館整備事業	博物館展示物の適正管理を進めるために、館内の設備を更新する必要がある。重要有形民俗文化財の保護対策としても重要。	1,815	文化財課
	環境保全センター事業	沙流川総合開発事業によるアイヌ文化や自然環境への影響に関する調査を持続的に行うとともに、その保全対策と沙流川流域の環境やアイヌ文化を紹介するための拠点施設として整備するものである。	624,800	アイヌ施策推進課
二風谷地区再整備事業	二風谷地区の中心市街地について、アイヌ文化博物館周辺を拠点とした二風谷地区再開発のための基本計画・実施計画の策定及び面的整備を行うものである。	601,800	まちづくり課	
紫雲古津へき地保育所整備事業	紫雲古津へき地保育所は、築20年以上経過しており、この間、外壁改修を行い建物の耐久性を図ってきているが、屋根が未整備のため、早急に塗装等をする必要がある。	2,900	保健福祉課	
へき地保育所LED照明整備事業	へき地保育所の照明をLED化にし、将来的なランニングコストを削減するとともに、環境に配慮した施設整備を図る。	2,618	保健福祉課	
アイヌ住宅改良資金貸付事業	アイヌ住民の住環境の改善を図ることを目的として、「住宅改修」「住宅新築」「住宅敷地購入」の資金を低利で貸付する。	45,600	アイヌ施策推進課	
住宅リフォーム助成事業	町内経済活性化を図るため、個人住宅のリフォームで町内業者が施工するものに対し、1/2 上限30万円を助成する。	10,200	まちづくり課	
空家等対策推進事業	人口減少や既存住宅・建築物の老朽化により、未使用住宅が増加する可能性があることや、既に廃屋化している空家が増加しつつあることから、地域住民の生活環境の改善と地域資産として空家を有効に活用するための調査を行うとともに、定住のために空家を改修しようとする者に対する補助を行う。	4,500	まちづくり課	

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
建築物等の老朽化対策	移住・定住空家等活用事業	移住促進を目的に町が空き家を取得し、リフォームした後に短期移住体験住宅として活用する。また、移住者からの購入希望があった場合には、審査の上、譲渡できるものとする。	5,500	まちづくり課
	民間賃貸共同住宅整備費助成事業	町内には、移住者又は単身者が入居出来る住宅が少なく、また入居者の住宅ニーズを満たした住宅が不足しているため、新たに民間による共同住宅の建設に対し助成することで建設促進を図り、住宅を確保する。	260,000	まちづくり課
	公営住宅建設事業	平取町公営住宅長寿命化計画に基づく公営住宅の建替と老朽化した公営住宅の解体を実施し快適な居住環境及び公共賃貸住宅の確保を図る。	418,000	建設水道課
	公営住宅小規模改修事業	公営住宅の長寿命化のため、また、住環境の向上のため、外部塗装、物置改修など小規模改修事業を計画的・継続的に進める。	52,148	建設水道課
	公営住宅大規模改修事業	公営住宅の長寿命化のため、また、住環境の向上のため、内部改修、浴場改修、屋根葺替、外壁張替、浄化槽設置など大規模改修事業を計画的・継続的に進める。	85,000	建設水道課
	公共施設等個別施設計画策定事業	平成25年11月に策定された『インフラ長寿命化基本計画』においては、各インフラ管理者が個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設の長寿命化計画」を平成32年度までに策定することとされており、今後、町内の小中学校において改修計画があるため、補助事業の採択等で有利となることが考えられ、その計画を策定するための費用。		総務課
	貫気別中学校統合関連事業	平成23年度に統合した貫気別中学校校舎及び附属施設について、平取ダム建設作業員宿舎として令和3年度まで活用をするが、その後の使用について検討するものである。	40,000	まちづくり課
	職員住宅解体事業	職員住宅等は、築後40～50年のものが最も多く老朽化が著しく、また、職員数の減少により長期にわたって不用となっている住宅もあり、周囲への安全性を考慮し、解体すべきものは解体する。	15,100	総務課
	町有居住用建物整備・解体事業	一般町民入居用の町有居住用建物について、老朽化した建物を年次計画的に整備・解体を行なう。	16,250	建設水道課
	振内合同庁舎改修事業	振内合同庁舎は老朽化が進んでおり、故障箇所等について随時改修を行なう。		振内支所
職員住宅大規模改修事業	職員住宅等は、築後40～50年のものが最も多く、この間、改修は行なってきたが、築後にさらされる屋根や外壁については、早めの維持補修が長寿命化につながるため、計画的に改修を行なう必要がある。また、トイレの水流は現代において、生活に必要な最低限の設備であるため、早期の整備を実施するものである。これと合わせ、浴場のユニットバス化し住環境の整備を進め、空き家としないことで老朽化を抑制する効果が期待できる。	50,000	総務課	
避難場所等の指定・整備	町民総合グラウンド夜間照明施設整備事業	利用者のニーズもあり、本町におけるスポーツ・レクリエーション拠点として更なる活用を図るため、町民総合グラウンドに夜間照明を整備するものである。	60,000	生涯学習課
	振内青少年会館改修事業	現体育館は、昭和46年に開設した地区スポーツ活動の拠点として役割を担ってきたが、44年を経過し施設の老朽化が進んでいるため、耐震改修が必要である。	108,000	生涯学習課
	貫気別町民センター改修事業	現体育館は、昭和46年に開設した地区スポーツ活動の拠点として役割を担ってきたが、44年を経過し施設の老朽化が進んでいるため、耐震改修が必要である。	63,700	生涯学習課
	旧豊城小中学校体育館整備事業	旧豊城小中学校の体育館について、屋根の老朽化が進んでいることから葺替を行い施設の利活用を図る。	3,350	まちづくり課
	ふれあいセンター改修事業	平成12年度開設のふれあいセンターびらとりの施設について、必要となる箇所を補修及び改修しようとするもの。	34,500	ふれあいセンター びらとり
	生活館等周辺環境整備事業	生活館等周辺に係る駐車場等の環境整備をする。	19,270	アイヌ施策 推進課
	貫気別生活館整備事業	生活館の音響施設については、施設建設から、相当年数が経過しており、当初よりメンテナンスがされていないことから不良箇所が発生してきているため、一括交換を実施予定としている。	1,500	アイヌ施策 推進課
	生活館等施設整備事業	社会福祉施設の恒常的な維持管理を目的として、塗装・修繕を行う。	21,000	アイヌ施策 推進課
	沙流川アート館大規模改修事業	昭和28年に建築してから、相当年数が過ぎており、改修している部分もまた、劣化により傷んでいるため、大規模改修を実施する。	26,500	アイヌ施策 推進課
	ファミリーランド施設整備事業	二風谷ファミリーランドは、昭和53年に建設以来、既に30年以上が経過しており、施設等の老朽化が著しいため、維持管理に要する修理費を計上する。また、再整備計画も検討する。	37,000	観光商工課
緊急輸送道路等の整備	町道整備事業	道路の路面及び排水施設等の破損箇所を整備し、加えて、通行に影響となる線形等を整備することで、安全通行を確保するものである。	105,000	建設水道課
	豊城中学校線舗装事業	改良路路盤がかなりの期間、経過していることから、降雨の際に路盤流出や洗堀がかなりの頻度で発生し、その度に補修を実施していたが、路盤が悪くなる前に、舗装をして維持経費の軽減を図るものとする。		建設水道課
	道路施設整備事業	町民が安心して通行できるよう日常の道路維持を継続することを目的とし、道路のバトロール強化と、補修箇所の修繕、冬季間の除雪を実施するものである。	373,882	建設水道課
	道路台帳電子化事業	既存の道路台帳図は昭和55年に改正された道課法により整備を行ったものであるが、変更が生じた場合、北海道に2人しかいない手書き修正ができる職人に依頼することになるが、職人の高齢化により近い将来に既存図面の修正等を行うことができなくなる恐れがあるため、道路台帳図を電子化するもの。		建設水道課

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
緊急輸送道路等の整備	紫雲古津神社牧場線舗装事業	平成4年に改良されたこの路線は、むかわ町と農道を終由して当路線と連絡されており、交通量が多くなっていることから、改良済み未舗装の区間1,000mの舗装を実施し、地域間交通網の整備を行うものである。	20,000	建設水道課
	川向町界線舗装事業	平成24年度から未舗装区間の舗装を実施しており、下河辺牧場入り口までとしていたが、地域の要望と、砂利道ままにしておくことで、道路の劣化が進行することから、改良済み未舗装区間について、舗装を行い路盤流出や洗滌を防止すると共に、牧場や畑に道路の埃が舞うことを抑えることを目的とする。	9,000	建設水道課
	ペナコレ川沿線改良舗装事業	平成17年度に町道認定がされてより、地元地権者から改良舗装の要請があることから、事業を実施し生活環境向上に資することを目的とする。	27,000	建設水道課
	荷葉三塚鹿越線(仮称)改良舗装事業	荷葉牧場線から荷葉鹿越分譲1号線につなげる道路を整備し、近年住宅が立ち並ぶ区域の交通アクセスを向上させ、地域の住環境を向上させる。	75,000	建設水道課
	二風谷教員住宅線改良舗装事業	国道から二風谷神社までの136mの改良舗装について平成13年頃地元自治会の要請により、町道の計画(実測線調査)を作成したが地権者への協力が得られず、計画が先送りされてきている。再度、地権者に協力依頼を確認し、実施に向けて計画するものである。	28,000	建設水道課
	紫雲古津山沿線補修事業	道路排水が250mにわたり傾いていることから、大雨時の排水に支障をきたす恐れがあることから、災害未然防止の対応として、側溝を補修するものである。	3,000	建設水道課
	小平鹿戸国井線拡幅事業	当該路線は、国道から、又は町道側からの出入りの際の車両交差が困難な状態となっている。民宿客の出入りも多いことから拡幅を行なおうとするもの。	17,000	建設水道課
	二風谷作業場線改良舗装事業(町道改良舗装事業)	当該路線は、観光施設を結ぶ路線であるが、舗装・排水等の損傷が激しく、また平成30年度に伝林文化伝承館が開館し、観光客の入り込みが予想されることから、周辺へのアクセス向上と安全な交通確保を目的と市道整備を行うものである。	110,000	建設水道課
	道路ストック点検補修事業	社会資本の老朽化により、全国的に重人命が奪われる事故が度々起っていることから、国の重点施策となっており、平取町においても、施設の点検を実施し健全度の把握を行い修繕が必要なものは、計画的に修繕を行っていくものとする。	93,000	建設水道課
	橋梁長寿命化修繕事業	アメリカの橋脚落下事故を受け、国の主導により橋梁点検の義務化が明記され、更に平成26年6月以降における点検の手法が、点検目標点検を5年に1回実施することと過剰な耐用年数により延長されたことにより、過剰管理である町として、その責務を全うし、修繕が必要な箇所を修繕を行うものである。平成21年度から遠望目標による点検を行い、平成25年3月に橋梁長寿命化修繕計画を固く提出し平成25年度から進めているが、今後も計画に基づき、修繕を行い大規模な予算が伴わないよう修繕を行っていくものである。	184,000	建設水道課
仁世宇1号橋整備事業	仁世宇1号橋について橋梁点検を実施したところ、橋台の変状による損傷が発見され、今後の通行に危険が生じる恐れがあることから付替等の工事を行う。	391,350	建設水道課	
啓発活動等の取組み	二風谷地区(二風谷コタン)整備事業	二風谷コタン整備事業は、コアゾーン(第1期)から漸次段階的に拡充する構想である。その第二段階の主要な課題の一つとして博物館と崖野茂資料館、アイヌ文化伝承館を結ぶ、匠の道を中心とした周辺商店街の整備、街路の整備などを図る。	27,000	まちづくり課
	防犯灯LED整備事業	省エネ電球の長寿命により電気料金、電球取替経費等の大幅な削減を図ることを目的とし、防犯灯をLED化するものである。	5,864	町民課

1-2

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
警戒避難体制の整備	ホームページ改修事業	平成26年に改修したホームページの内容を、動画や予約受付システムなど更に充実した内容として改修し、利用者の利便性向上と情報発信の強化を図る。	2,000	まちづくり課
砂防設備等の整備	公共治山事業	既存治山施設等の維持機能及び治山施設設置に伴う附帯施設の整備を図る。	7,000	産業課
	小規模治山事業	安全で安心して暮らせる国土づくりのため、山地災害の防止とこれによる被害の軽減を図ることを目的とし、保安林指定の困難地など国庫補助対象とならない荒廃林地を対象に治山事業の実施し、また、公共治山事業実施に伴う道路工の実施により土砂流出を防止し、林地の保全及び地域住民の生活安全の確保を図る。	86,350	産業課

1-3

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
洪水・内水ハザードマップの作成				
河川改修等の治水対策	かわまちづくり支援事業	地域の資源を活用し地元の意見を取り入れた水辺の整備・利用の推進について、河川管理者が支援する制度(かわまちづくり支援制度)により地域の活性化を図る。治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、河川管理者と地域が連携して水辺整備を支援する制度であるが、基盤整備以外のソフト事業に係る経費は原則地域(町)が負担。	4,500	アイヌ施策推進課
	河川整備事業	町が管理する普通河川の土砂浚渫及び維持補修を実施し、減災対策を行い地域住民の安全確保を図るものである。	36,000	建設水道課
	長知内ヤマダの沢改修事業	整備後、数十年が経過した当該河川の河道は老朽化し、破損が著しく、また上流域の開墾が進み大雨の際には、現在の断面では排水できない状況であることから、河道を整備し災害時に人家等への影響を抑えるよう対策するものである。	57,000	建設水道課
	タンノの沢河川改修事業	タンノの沢付近での分譲宅地の計画があり、大雨のたびに、河岸が決壊していることから、護岸を行い整備することで、河岸決壊を防止し住民の生活環境を向上させるものである。	13,600	建設水道課

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
河川改修等の治水対策	貫気別市街地排水路整備事業	道道平取静内線の改良工事に伴い、現在の排水断面及び横断位置が改良となることから、道道の整備に併せて、排水断面を改修し、雑排水処理施設までの排水を整備することで、大雨時の被害を最小限に食い止めることができるものである。	6,000	建設水道課
	オサツナイ沢川河川整備事業	平成4年災害以降、護岸の老朽化が進行し、古い護岸については倒壊している状況が見受けられることから、計画的に、整備を行い農業経営の安定を確保するものである。	40,000	建設水道課
	ミズグチの沢改修事業	道道横断部の改修、貫気別川樋門の改修と北海道に要請を行ってきたが、道道部の横断管改修のみが実施予定となったことから、地権者との調整に時間を要したが、町施工部の提案等で地権者の了解が得られたことから、道道横断改修と併せ、河川の改修を実施するものとする。	11,000	建設水道課
ダムの防災対策				

1-4

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
暴風雪時における道路管理体制	町道整備事業 〔再掲〕	道路の路面及び排水施設等の破損箇所を整備し、加えて、通行に影響となる線形等を整備することで、安全通行を確保するものである。	—	建設水道課
	豊郷学校線舗装事業 〔再掲〕	改良路路盤がかなりの期間、経過していることから、降雨の際に路盤流出や洗堀がかなりの頻度で発生し、その度に補修を実施していたが、路盤が悪くなる前に、舗装をして維持経費の軽減を図るものとする。	—	建設水道課
	道路施設整備事業 〔再掲〕	町民が安心して通行できるよう日常の道路維持を継続することを目的とし、道路のバトロール強化と、補修箇所の修繕、冬季間の除雪を実施するものである。	—	建設水道課
	道路台帳電子化事業 〔再掲〕	既存の道路台帳図は昭和55年に改正された道誌法により整備を行ったものであるが、変更が生じた場合、北海道に2人しかいない手書き修正ができる職人に依頼することになるが、職人の高齢化により近い将来に既存図面の修正等を行うことができなくなる恐れがあるため、道路台帳図を電子化するもの。	—	建設水道課
	紫雲古津神社牧場線舗装事業 〔再掲〕	平成4年に改良されたこの路線は、むかわ町と農道を終由して当路線と連絡されており、交通量が多くなっていることから、改良済み未舗装の区間1,000mの舗装を実施し、地域間交通網の整備を行うものである。	—	建設水道課
	川向町界線舗装事業 〔再掲〕	平成24年度から未舗装区間の舗装を実施しており、下河辺牧場入り口までとしていたが、地域の要望と、牟利道ままにしておくことで、道路の劣化が進行することから、改良済み未舗装区間について、舗装を行い路盤流出や洗堀を防止すると共に、牧場や畑に道路の埃が舞うことを抑えることを目的とする。	—	建設水道課
	ペナコレ川沿線改良舗装事業 〔再掲〕	平成17年度に町道認定がされてより、地元地権者から改良舗装の要請があることから、事業を実施し生活環境向上に資することを目的とする。	—	建設水道課
	荷葉三塚鹿線（仮称）改良舗装事業 〔再掲〕	荷葉牧場線から荷葉鹿線分譲1号線につなげる道路を整備し、近年住宅が立ち並ぶ区域の交通アクセスを向上させ、地域の住環境を向上させる。	—	建設水道課
	二風谷教員住宅線改良舗装事業 〔再掲〕	国道から二風谷神社までの136mの改良舗装について平成13年頃地元自治会の要請により、町道の計画（実測線調査）を作成したが地権者への協力が得られず、計画が先送りされてきている。再度、地権者に協力依頼を確認し、実施に向けて計画するものである。	—	建設水道課
	紫雲古津山沿線補修事業 〔再掲〕	道路排水が250mにわたり傾いていることから、大雨時の排水に支障をきたす恐れがあることから、災害未然防止の対応として、側溝を補修するものである。	—	建設水道課
	小平鹿戸国井線拡幅事業 〔再掲〕	当該路線は、国道から、又は町道側からの出入りの際の車両交差が困難な状態となっている。民宿客の出入りも多いことから拡幅を行なおうとするもの。	—	建設水道課
	二風谷作業場線改良舗装事業 （町道改良舗装事業） 〔再掲〕	当該路線は、観光施設を結ぶ幹線であるが、舗装・排水等の損傷が激しく、また平成30年度に伝統文化伝承館が開館し、観光客の入り込みが予想されることから、周辺へのアクセス向上と安全な交通確保を目的と市道路整備を行うものである。	—	建設水道課
	道路ストック点検補修事業 〔再掲〕	社会資本の老朽化により、全国的に重い人命が奪われる事故が度々起っていることから、国の重点施策となっており、平取町においても、施設の点検を実施し健全度の把握を行い修繕が必要なものは、計画的に修繕を行っていくものとする。	—	建設水道課
	橋梁長寿命化修繕事業 〔再掲〕	アメリカの橋梁落下事故を受け、国の主導により橋梁点検の義務化が明記され、更に平成26年6月以降における高液の手法が、近接目視点検を5年に1回実施することが道庁主導により義務化されたことにより、道庁管理である町として、その買高を全うし、修繕が必要な箇所を修繕するものである。平成21年度から遠望目視による点検を行い、平成25年3月に橋梁長寿命化修繕計画を国に提出し平成25年度から進めているが、今後も計画に基づき、修繕を行い大規模な予算が伴わないよう修繕を行っていくものである。	—	建設水道課
仁世宇1号橋整備事業 〔再掲〕	仁世宇1号橋について橋梁点検を実施したところ、構台の変状による損傷が見られ、今後の通行に危険が生じる恐れがあることから付替等の工事を行う。	—	建設水道課	

1-5

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
冬季も含めた帰宅困難者対策				
積雪寒冷を想定した避難所等の対策				

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
関係機関の情報共有化	北海道総合行政情報ネットワークシステム更新事業	災害時の通信手段として、北海道及び市町村を自営の通信回線で結び、電話やFAXをはじめ、画像伝送など多様な行政情報システムを更新整備する(179市町村一律の分担)	3,647	まちづくり課
	自治体クラウド導入事業	自治体情報システムやデータを複数の自治体で共同利用する「自治体クラウド」を導入し、既存の情報システムの運用コスト削減を図る。 (総務省による自治体クラウド導入の取り組み～2020年度まで)	5,000	総務課
住民等への情報伝達体制の強化				
地域防災活動、防災教育の推進	学校給食用備品整備事業	学校給食施設は、平成7年度～平成9年度にかけて整備され、既に20年を経過しているため、計画的な備品の更新が求められている。	12000	生涯学習課
	食育推進事業	食を大切にする心を育み、食を通じた健康づくりと地産地消を推進するため、栄養改善教室・指導などの地域における食生活改善の取組や保育所・小中学校給食や飲食店における地元食材を活用したニシパランチの取組、料理教室などの食を通じた地域づくりを推進する。	6,000	保健福祉課

2-1

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
物資供給等に係る連携体制の整備				
非常用物資の備蓄	平取町防災備蓄購入事業	役場及び指定避難所に食料、トイレ、オムツ、救急箱等の「衛生備蓄品」、発電機、照明器具等の「避難所設営」備品を計画的に整備する。 (全人口の20%対応)	4,758	まちづくり課

2-2

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
防災訓練等による救助・救急体制の強化				
自衛隊体制の維持・拡充				
救急活動等に要する情報基盤、資器材の整備	消防庁舎、分団詰所改築事業	各種施設の改修待機宿舎の大規模改修、各分団詰所の改修	5,500	消防組合
	待機宿舎改修等事業	昭和61年建築の1棟2戸の特機宿舎のトイレの水洗化。	5,860	消防組合
	消防自動車更新事業	消防自動車の計画的な更新及びオーバーホールを実施する。	209,100	消防組合
	救助資器材整備事業	救急高度シミュレーター、救助資器材、半自動式除細動器等各種資器材の計画的な更新		消防組合
	消防団防火服、職員耐火服購入事業	平成22～23年度までに購入した防火服の更新 耐用年数(メーカー推奨7～8年)	5,000	消防組合

2-3

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
被災時の医療支援体制の強化	国保病院改築事業	病院施設は昭和38年に建設され、平成9年に大規模改修を行ってはいないものの、建設から50年が経過している。町民の健康を守り、安心・安全で快適な医療環境を提供するため医療機器を含めた病院機能の充実、また耐震構造も備えた災害時の医療提供施設としての役割を果たすための施設整備を図る。	90,000	国保病院
災害時における福祉の支援	生活支援ハウス整備事業	高齢者世帯の増加に伴い、居宅において生活することに不安のある方が、住み慣れた地域で安心して健康で明るい生活ができる住まいを確保するために、医療等の利便性を考慮し、本町市街地に高齢者向けの共同住宅を建設する。		保健福祉課
	小規模多機能型居宅介護施設整備事業	デイサービス、ショートステイ、ホームヘルパー等のサービスを一体化して運営することにより、利用者の生活に合わせた在宅介護サービスを提供するための施設整備を図る。 (1事業所あたり、1日の利用定員：デイ18名以下、ショート9名以下)		保健福祉課
	ケアハウス改修事業	ケアハウス「しずか」は建設から15年が経過し、補修や改修が必要な箇所が発生してきているため実施する。	10,000	保健福祉課

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
災害時における福祉的支援	平取かつら園大規模改修事業 (平取かつら園維持補修事業)	各種設備及び介護サービスに使用している車両を更新し、利用者の処遇改善と安全確保を図りたく計画する。	4,117	保健福祉課
	グループホーム整備事業	現在、町から無償で借用している職員住宅(旧塩内函科診療所)でグループホームを運営しているが、老朽化が著しく使用に耐えないため、事業用地を変更して新設するものであり、利用者の住環境の整備を図るとともに、障害者が家庭的な環境の下、自立した生活を継続することを目的とするものである。	4,583	保健福祉課
	障害者支援施設すずらん改修事業	築35年が経過し建物の老朽化が著しく、中でも屋根やボイラー配管の経年劣化が著しく改修工事が必要となっている。合わせて利用者の高齢化による下設機材の低下や車いす利用者への対応も必要のため浴室の改修が喫緊の課題となっている。	44,877	保健福祉課
防疫対策	平取歯科診療所整備事業	地域の医療機関として重要な役割を担っている平取歯科診療所の老朽化した医療機器を更新することにより、歯科診療の継続運営に資する。	4,500	町民課

3-1

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
災害対策本部機能等の強化	庁舎新築事業	夜間庁舎は老朽化のため、外壁の剥離、事務室天井の一部剥落など、耐久性の低下が見られる。ボイラー、浄化槽などの大型設備についても更新の必要性が高まるなど、災害時の本部としての機能が著しく低下している現状にある。また、行政機能が分散し、町民の利便性の低下、行政コストの増大などを招いているため準備基金を積立ながら町民の利便性の向上を図るものである。	508,000	総務課
行政の業務継続体制の整備				
広域応援・受援体制の整備				

4-1

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
電力基盤等の整備	電気自動車等急速充電設備整備事業	電気自動車の普及による環境負荷軽減、災害時電源確保。観光客等の町内滞留を図る。	5,000	まちづくり課
多様なエネルギー資源の活用	バイオマス利活用事業	再生可能エネルギーである木質バイオマスを活用し、エネルギーの地産地消を図るとともに地域経済の循環サイクルを構築する。	262,000	まちづくり課
	新エネルギー導入関連事業 (太陽光発電等施設整備事業)	平取町新エネルギービジョンに基づいて、地球環境保全のための積極的な太陽光発電の導入を推進するため、住宅用太陽光発電の導入を促進するとともに、公共施設へ太陽光発電設備を導入することで温暖化ガス(CO2)の削減を図る。	900	まちづくり課
	新エネルギー導入関連事業 (木質系バイオマス等普及事業)	平取町新エネルギービジョンに基づいて、地球環境保全のために木質バイオマスの導入を推進するため、木質バイオマスを燃料としたペレットストーブの導入の促進を図り、CO2削減に寄与する。		まちづくり課
	廃棄物資源活用事業	平成28年度から29年度において、「中小廃棄物処理施設における先導的中小廃棄物システム化等評価事業(環境省)」において生ごみのバイオマス化に関する技術的検証、採算性の検討を行った結果、技術面(機械選別、メタン発酵、消化液利用等)、採算性(焼却処分量の削減、最終処分場の延命、発電或いは焼却施設による自家消費、消化液利用)ともに問題ない事から、早期実現に向けた基本計画を本業務で作成する。	4,000	町民課
石油燃料供給の確保				

4-2

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
食料生産基盤の整備	第三者継承就農支援事業	後継者がいない農家の担い手の確保を図ることを目的として、後継者がいないため、活用可能な農地や農具材があるにも関わらず高齢等により継承をする農家に対して、第三者への移譲の意向があるかを確認し、継承希望者を募り行政、農協、普及機関等がコーディネートを行いマッチングを行う事業で、その際に継承希望者に対する防犯的な警戒を行うことで、タイミングを逃すことのない事業の推進を図るものである。	15,000	産業課
	農地維持・資源向上事業	各地区の農業施設管理組合が維持管理を行う施設の草刈、補修等に対し交付金を支払うことで、地区の共同作業の取り組みと農地等の機能維持継続を図る。	9,000	産業課
	集落営農体制強化支援事業	機械利用組合等が共同利用する農業機械導入を支援し、高齢化等により減少し続ける水稲作付面積の維持を図る。	30,000	産業課
	産地パワーアップ事業	ハウス栽培におけるICT先端技術導入を支援し、省力化と生産性の向上を図る。	9,900	産業課
	実践農場管理委託事業	栽培技術の向上、農業新規参入者を新規就農者へ育成し担い手を確保することを目的とし、就農の前年に800坪規模のトマトハウスにおいて実践的な営農を体験し、施設野菜等における農業新規参入者の研修の場としての実践農場(柴田古津地区と塩内地区)の運営管理料である。(受託:農業支援センター)	7,300	産業課
	実践農場等改修事業	実践農場の必要な補修・改修を実施する。	9,000	産業課

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
食料生産基盤の整備	就農促進対策事業	新規就農者及び農業後継者の確保により、平取町農業の活性化を図ることを目的とし、施設ハウス及び附帯施設、畜舎等の新增改築など規模拡大に必要な設備投資に対する補助である。	50,000	産業課
	農業研修生受入対策事業	担い手の確保を目的とし、農業研修生を受け入れ指導する農家に対する報償費及び、研修中の農業機械高度利用研修等の就農に必要な機械技術等の研修受講費用の助成を行うものである。	8,040	産業課
	新規就農者用リース農場整備事業	新規就農者に対する施設整備等の支援を充実させるため、JAが事業主体となって整備を行いそれに対して町が助成するものである。 就農三年目でリース形式で施設を取得し、1,200坪規模での本格営農開始となる。	206,725	産業課
	農業次世代人材投資資金事業 (旧青年就農給付金事業)	担い手の確保を目的とし、北海道における青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保するための青年就農給付金について、予算の範囲内で補助するものである。	131,625	産業課
	経営体育成支援事業	担い手の確保、農業経営の安定強化を目的とし、農業用機械等の導入に対する補助で、中心経営体等が融資等を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援する箇の施策である。実施主体は市町村となっており、新規就農者を中心に主体的な経営展開をする農業者の支援策として定着している。	22,500	産業課
	就農チャレンジ農場整備事業	大規模の施設園芸農場を整備し、雇用型就農を創設することで産地維持を図る。	93,000	産業課
	新規就農住宅整備事業	新規就農者住宅を整備し、新規就農者受入に係る住環境整備を図る。		産業課
	町営牧野整備事業	牧野の老朽化施設等の改築整備、水道設備改修や作業機・車両の更新、草地整備を計画的に行い、町営牧野運営の円滑化と牧場利用者の利便性を図るものである。 (牛舎の改築、水道設備改修、堆肥全整備(攪拌・送風設備含む)、作業機・車両の更新、草地整備)	65,450	産業課
	町営牧野鹿柵整備事業	有害獣侵入防護柵整備事業が着手されたことにより、周辺地域が鹿柵で囲われる中で、町営牧野への鹿の侵入を防ぐため鹿柵を設置し、草地等の食害を防止する。	5,600	産業課
	優良肉用牛繁殖素牛導入及び びらとり和牛ブランド拡大支援事業	「びらとり和牛」ブランドの維持のため、優良肉用牛繁殖素牛の導入に対する助成や肥育牛出荷拡大のための支援を行うものである。繁殖素牛導入助成20頭(戸)×100,000円(JA+50,000)、肥育支援×35,000円(A5:40,000 A4:30,000)	21,300	産業課
地場産食品の販路拡大・ 産地備蓄の推進	トマトの里構想推進事業	平成30年度策定の「トマトの里構想」事業の実行計画を検討。新規就農者募集を多種多様な方法で実施。 びらとりトマトのブランド力を向上することで生産者の自信につなげ生産意欲の向上に結びつける。	14,000	産業課
	特産物消流対策事業	ブランドの定着と更なる消費・流通販路の拡大を図ることを目的とし、特産物であるびらとり和牛及びびらとりトマトとそれらの加工品等を札幌圏等都市部でPRするものである。	16,800	産業課

4-3

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
水道施設等の防災委対策	去場地区水道配水管整備助成事業	布設より50年以上経過した配水管の布設替えを行う経費を補助することで、安定した飲料水を確保する。 配水管布設替事業 全長約2,590m	70,000	建設水道課
	川向堂農用水量水器更新事業	計量法により8年毎に量水器を更新する。	1,600	建設水道課
	配水管整備事業	布設より30年以上経過し漏水事故も多いことから、配水管の更新を行い安定した飲料水を提供する。	470,000	建設水道課
	量水器更新事業	計量法に基づき8年毎周期で量水器を計画的に更新する。	73,790	建設水道課
	水道施設計装整備事業	水道施設を管理・監視するうえで、20年以上経過した機器も多く、部品調達が困難なことから、計画的に整備・更新する。	60,000	建設水道課
	水道施設監視システムPC更新事業	安全・安心な飲料水を提供するために、水道施設機器の管理・監視を行うために必要な機材を整備する。 岩知志浄水場 PC×1台、サーバ×1台 本庁舎 PC×1台、サーバ2台	2,300	建設水道課
水道施設等の防災委対策	水道管路システムPC更新事業	水道管理設位置・管種等を管理するための管路システムの更新、PC更新。	2,000	建設水道課
生活雑排水処理施設等の 防災対策	生活雑排水処理施設整備事業	町内にある18生活雑排水処理施設について、計画的に施設を改修することにより、処理能力の維持を図る。隔年毎に回転円板装置交換、配管、電気設備の改修等を実施。	118,500	建設水道課
	生活雑排水処理施設移設事業 (道道平取静内線拡幅工事)	道道平取静内線の拡幅工事に伴い、生活雑排水管が支障となったため移設補償工事を実施する。		建設水道課
	生活雑排水処理施設区域拡大 事業(生活雑排水処理施設新 設事業)	本町地区(バイパス沿いローソン下地区)の生活排水を既存の処理施設に接続するためのマンホールポンプ所を新設することで、処理区域を拡大し、既存の生活雑排水処理施設の適正な維持を図る。	40,000	建設水道課
	生活雑排水管路システム・PC 更新事業	生活雑排水管の埋設位置や管種等を管理するため、PC本体及び管理システムの更新を行うものである。	2,300	建設水道課

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
生活雑排水処理施設等の防災対策	浄化槽設置整備事業	平成6年度から実施し平成8年度からは平取町排水処理基本計画に基づき、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止することにより防災を図り、衛生的で快適な生活を推進するため、既設家屋のトイレを浄化槽へ改修する費用に対して助成するものである。	20,070	町民課
	庁舎浄化槽改修事業	庁舎浄化槽は老朽化により浄化機能の低下が見られるため、浄化槽の更新改修により浄化機能の保全を行なう。		総務課

4-4

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
高規格幹線道路を軸とした道路交通ネットワークの整備	町有バス新規購入事業	現在運行の2台のバスのうち1台は平成13年に購入したもので、既に走行キロも30万を超え故障により運行に支障をきたすことがあり、最小限の修繕において運行を行っている状況であることから、更新し安定的な運行を図るものである。	38,000	生涯学習課
	バス運営費補助事業	生活交通路線を確保するため、町内で路線バスを運行している道南バスに対して、運営経費の赤字分について補助金を支出し、地域の公共交通を維持する。	117,000	まちづくり課
	地域公共交通活性化事業	バス停が遠く路線バスの利用が難しい住民の足の確保と、路線バスの運行を効率化を図るため見直しについて「平取町地域公共交通活性化協議会」で協議を行っており、その運営費及びデマンドバス運行事業費である。	91,230	まちづくり課
	郷土・幌尻林道シャトルバス運行事業	幌尻岳登山観光客が利用できるシャトルバスを運行させることでニーズに対応し、登山事故防止を目的とし、一般車両は規制により通過できないため、ゲートを通過できるバス運行を委託する。	78,524	まちづくり課
道路施設の防災対策等	町道整備事業 〔再掲〕	道路の路面及び排水施設等の破損箇所を整備し、加えて、通行に影響となる線形等を整備することで、安全通行を確保するものである。	—	建設水道課
	豊稗学校線舗装事業 〔再掲〕	改良路路盤がかなりの期間、経過していることから、降雨の際に路盤流出や洗堀がかなりの頻度で発生し、その度に補修を実施していたが、路盤が悪くなる前に、舗装をして維持経費の軽減を図るものとする。	—	建設水道課
	道路施設整備事業 〔再掲〕	町民が安心して通行できるよう日常の道路維持を継続することを目的とし、道路のバトロール強化と、補修箇所の修繕、冬季間の除雪を実施するものである。	—	建設水道課
	道路台帳電子化事業 〔再掲〕	既存の道路台帳図は昭和55年に改正された道路法により整備を行ったものであるが、変更が生じた場合、北海道に2人しかいない手書き修正ができる職人に依頼することになるが、職人の高齢化により近い将来に既存図面の修正等を行うことができなくなる恐れがあるため、道路台帳図を電子化するもの。	—	建設水道課
	紫雲古津神社牧場線舗装事業 〔再掲〕	平成4年に改良されたこの路線は、むかわけ町と農道を經由して当路線と連絡されており、交通量が多くなっていることから、改良済み未舗装の区間1,000mの舗装を実施し、地域間交通網の整備を行うものである。	—	建設水道課
	川向町界線舗装事業 〔再掲〕	平成24年度から未舗装区間の舗装を実施しており、下河辺牧場入り口までとしていたが、地域の要望と、砂利道ままにしておくことで、道路の劣化が進行することから、改良済み未舗装区間について、舗装を行い路盤流出や洗堀を防止すると共に、牧場や畑に道路の埃が舞うことを抑えることを目的とする。	—	建設水道課
	ペナコレ川沿線改良舗装事業 〔再掲〕	平成17年度に町道認定がされており、地元地権者から改良舗装の要請があることから、事業を実施し生活環境向上に資することを目的とする。	—	建設水道課
	荷葉三塚鹿畑線（仮称）改良舗装事業 〔再掲〕	荷葉牧場線から荷葉鹿畑分譲1号線につなげる道路を整備し、近年住宅が立ち並ぶ区域の交通アクセスを向上させ、地域の住環境を向上させる。	—	建設水道課
	二風谷教員住宅線改良舗装事業 〔再掲〕	国道から二風谷神社までの136mの改良舗装について平成13年頃地元自治会の要請により、町道の計画（実測線調査）を作成したが地権者への協力が得られず、計画が先送りされてきている。再度、地権者に協力依頼を確認し、実施に向けて計画するものである。	—	建設水道課
	紫雲古津山沿線補修事業 〔再掲〕	道路排水が250mにわたり傾いていることから、大雨時の排水に支障をきたす恐れがあることから、災害未然防止の対応として、側溝を補修するものである。	—	建設水道課
	小平鹿戸国井線拡幅事業 〔再掲〕	当該路線は、国道から、又は町道側からの出入りの際の車両交差が困難な状態となっている。民宿客の出入りも多いことから拡幅を行なおうとするもの。	—	建設水道課
	二風谷作業場線改良舗装事業 （町道改良舗装事業） 〔再掲〕	当該路線は、観光施設を結ぶ路線であるが、舗装・排水等の損傷が激しく、また平成30年度に伝統文化伝承館が閉館し、観光客の入り込みが予想されることから、周辺へのアクセス向上と安全な交通確保を目的と市道路整備を行うものである。	—	建設水道課
	道路ストック点検補修事業 〔再掲〕	社会資本の老朽化により、全国的に奪人命が奪われる事故が度々起こっていることから、国の重点施策となっており、平取町においても、施設の点検を実施し健全度の把握を行い修繕が必要なものは、計画的に修繕を行っていくものとする。	—	建設水道課
	橋梁長寿命化修繕事業 〔再掲〕	アメリカの橋梁落下事故を受け、国の主導により橋梁点検の義務化が明記され、更に平成26年6月以降における点検の事法が、近接目標点検を5年に1回実施することが道庁法施行令により義務化されたことにより、道庁管理者である町として、その責務を全うし、修繕が必要な箇所を修繕を行うものである。平成21年度から遠望目標による点検を行い、平成25年3月に橋梁長寿命化修繕計画を国に提出し平成25年度から進めているが、今後も計画に基づき、修繕を行い大規模な予算が伴わないよう修繕を行っていくものである。	—	建設水道課
仁世宇1号橋整備事業 〔再掲〕	仁世宇1号橋について橋梁点検を実施したところ、橋台の変状による損傷が発見され、今後の通行に危険が生じる恐れがあることから付替等の工事を行う。	—	建設水道課	

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
リスク分散を重視した企業立地等の促進	実践型地域雇用創造事業	国の実践型地域雇用創造事業を委託し、豊かな自然・文化資源と地場産業を生かした持続的産業の創造を重点分野を定めると共に、担い手の育成と起業家を支援する。また、農林業の経営基盤をより強化していくと共に、産業の六次化と様々な地域資源を活かした交流人口の拡大を図るものである。	7,500	アイヌ施策推進課
	起業化支援対策事業	起業者へ助成することにより、産業及び雇用の創出を図る。 対象経費の1/2以内(1,000千円上限)	2,000	まちづくり課
	企業立地促進対策事業	人口減少や高齢化などにより、地域の活力が低下しつつある中で、町内に事業場を設置する者等に対して事業用地取得、雇用の奨励、換装支援等を行うことにより、企業の立地を促進し、民間活力を生かした新たな振興策を実施し、雇用の機会の拡大と地域経済の活性化を図る。		まちづくり課
企業の業務継続体制の強化	店舗改装補助事業	観光客誘引を目的とし、お客が利用しやすいよう店舗の改装費の一部を補助することにより、集客数の増加を目指すものである。	3,000	観光商工課
	空き店舗活用事業	商店街にある空き店舗の利活用により賑わいづくりを目的とし、現在使われていない空き店舗に新たに営業を行う場合、店舗の改装費用の一部を補助、空き店舗を賃貸借により借りて営業を開始する場合は賃貸借料を一定期間助成する。	3,000	観光商工課
	商工業振興対策事業	地元商工業の活性化と振興、商店街の環境美化により販売等を促進し地域全体の経済活性化を図るため、商工業活性化事業、販売促進対策、商店街美化にに対し助成するものである。	18,600	観光商工課
被災企業等への金融支援	地場産業振興融資事業	平取町の産業振興を図るため、地域の特性に根ざした地場産業の育成及び地域の活性化を推進する団体・個人に対して、融資制度の創設と特産品開発の試験研究等に要する経費への資金援助制度。	71,500	観光商工課
	中小企業振興対策事業	平取町内における中小企業の育成振興及び経営の合理化を推進するための設備投資、経営資金を融資するための制度。融資のための苦信への預託金、それに係る利子補給金。	269,500	観光商工課

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
森林の整備保全	イオル整備事業	イオル再生事業全体については、アイヌ文化振興法に基づき、平成20年度から事業を展開してきたが、この度のアイヌ施策推進法の施行に基づき、国に認定を受けた地域計画に基づき事業を展開する。また、これまでの中期の展開方針(取組)、平取地域イオル再生整備方針を基本とし、国の方針を注視しながら、新たな当地域独自の事業展開を図ることを目的とする。	271,635	アイヌ施策推進課
	「21世紀アイヌ伝承の森」推進事業	アイヌの人々の伝統的な森林の取り扱いによる北海道本来の森林の再生、アイヌ文化伝承に必要な草木等の植生の育成、回復、保全と活用に加え、雇用機会の創出及び地域と国有林との協議・連携による森づくりを推進する。	194,000	アイヌ施策推進課
	アイヌ文化環境保全対策事業(旧平取ダム地域文化調査事業)	沙流川総合開発事業に伴い失われるアイヌ文化や自然的・社会的環境面への影響に関する調査と、それに基づく保全対策の提案を行うものである。	220,000	アイヌ施策推進課
	町有林造成事業(町有林の適正管理と造成事業)	森林は、水源のかん養、洪水・土砂崩壊など災害防止、気候緩和・風害防止など生活環境の保全、保健休養の場の提供、木材や林産物の供給などいろいろな面で人々の生活に関わり、特に大気中の二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する重要な役割を担っている。しかし、森林が生長するためには長い年月を必要とする。このことから、町有林循環型経営計画に基づき町有林4,304ha内の人工林1,526haを中心とした森林整備を実施するものである。	429,230	産業課
	森林環境譲与税活用事業	森林環境譲与税を活用し、民有林の森林整備促進、木育活動及び木材利用の推進を図る。	41,000	産業課
	水源涵養・環境林の維持経営事業	継続放棄等による民有林売買における林地売却に前止めをかけることを目的とし、林地売買において、伐採後、植栽を行わず天然更新で放置される森林を未然に防ぐため、継続等が困難な森林や大規模所有者が経営を放棄する森林を町有林として購入し経営を図るものである。	20,000	産業課
	カラマツ材利用促進事業	撤後拡大造林で植えられたカラマツが標準伐期齢(30年以上)を向かえており、カラマツ材利用促進事業補助金交付要綱(平成18年4月1日施行)に基づき、カラマツ材を住宅用建材として利用拡大するため一般材との価格差を埋めカラマツ利用を促進するために実施するものである。50,000円/mの助成を行う(上限は100万円)	6,000	産業課
	民有林活性化推進事業	民有林の公益的機能の拡大と人工林の計画的な造林事業の推進、森林所有者の経営安定を目的とし、平取町民有林活性化事業補助要綱(平成27年4月1日改正)に基づき実施するものである。(種類：標準経費の26%、間伐(撤出有)@30,000/ha(撤出無)@18,000/ha、下刈(1回)@11,000/ha(2回)@16,000/ha、抜打ち@15,000/ha、天然林除伐@10,000/ha。)	72,000	産業課
	林道橋梁点検事業	林野庁インフラ長寿命化計画に基づく林道施設(橋梁)の点検・診断に基づき策定した個別施設計画により林道施設の改良を実施する。	33,000	産業課
	林道開設事業	現在町内の林地には、間伐作業等に利用した植苗が3m程度の作業路が多く、運材車に対応が困難でフォワーダー等による作業でコストがかかかっており、運材に対応した林道の整備が求められている。伐期を向かえたカラマツを中心とした人工林を普及するためにも、今までの作業路では運材車に対応が出来ないことから、作業路を林業専用道に格上げし事業費コストを下げ、また林地残材のバイオマス等に活用も可能である。	80,000	産業課
	林道改良事業	林道は現在規格相違を省いて15640,000あり毎年、草等等の維持管理を実施している。老朽化による大規模な路面改良や災害にさらさない山腹崩壊の処理・維持管理は困難な補助事業による対応が求められている。撤後拡大造林で植栽された人工林が伐期を迎えており、昭和40年代に整備された林道が老朽化や小災害等により十分に活用されていないため、路面改良等の実施により森林整備の推進に資する。(イコルへ橋の改良を支援)	100,100	産業課
	すずらん公園整備事業	日本一の野生すずらん群生地等の保全に向けて、観音道を清掃、整備することで観光客が観音道以外に入り込まないよう対策し、また、常時監視によりすずらんの盗掘を防ぐものである。また、より楽しみ、関心を高める環境整備、文化的景観に相応しい施設水準の確保を目指す。	28,200	観光商工課
マカウシの滝遊歩道整備事業	マカウシの滝は、「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」の区域にあり、伝統文化を伝える集落(二風谷)に隣接し、アイヌ文化が息づく区域でもある。この区域の景観保全を図るため、木柵の整備や木道橋の設置等による整備をする。	2,000	観光商工課	
ハヨピラ自然公園跡地整備事業	この地は、元々オキクルミカマイが生活文化を伝えた伝承地(聖地)と言われている。老朽化し危険な箇所があるため、その危険箇所の撤去や修復をし、復元的な環境整備を図りながら、伝承の場として再整備し、いこいの森として活用する。	108,000	観光商工課	

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
森林の整備保全	幌尻山荘改修事業	平成12年4月に日高北部森林管理署より町へ払下げされ、その後平成12年9月に土台・補強工事が行われてきましたが、山荘自体の老朽化が進んでいるため建物の調査及び改築・改修が求められている。	1,000	観光商工課
	エゾシカ捕獲奨励金事業	全道的に増加しているエゾシカの捕獲事業を推進することで個体数の減少を図るため、エゾシカ捕獲奨励金の支出、処理施設（新冠町・北海道食美）への運搬費並びに解体処理手数料について支出する。	254,640	町民課
	特定外来生物防除事業	農業被害や生活環境への被害が増していることから、特定外来生物であるアライグマの排除を目指すため、防除業務を親友会沙流川支部に委託し実施するものである。	13,320	町民課
	平取町共同墓整備事業	少子高齢化や遠隔地居住等により、お墓の承継や維持管理が困難な状況が発生しており、今後も増加が見込まれる。これらの社会情勢に対応するため共同墓を建立する。	6,000	町民課
	みどり豊かな環境整備事業	平取町みどり豊かな環境条例に基づき、自然環境の適正な保全と回復育成を総合的に推進する。	4,706	産業課
	ニセウエコランド改修事業	ニセウエコランド内の施設を計画的に改修し、整備を行い維持管理する。	1,792	振内支所
農地・農業水利施設等の安全管理	中山間地域等直接支払交付金事業	農地の維持と耕作放棄地の発生予防と中山間地域のもつ多面的機能の確保を図るため、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。（農業負担の軽減（土地改良区助成金）、農道・水路等の保全及び維持管理、多面的機能増進のための環境美化活動、農作業委託の促進など）	278,704	産業課
	環境保全型農業直接支払交付金事業	農業の有する多面的機能の発揮に関する法律に基づき、環境負荷を軽減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援	6,717	産業課
	害獣防止電気柵整備事業	ヒグマやエゾシカなどの有害獣により農作物被害は拡大していることから、有害獣防止のための電気柵設置経費に対し助成する。なお、鹿柵の設置に伴い、今後、有害獣による農作物等の被害状況を勘案して、本事業を進める。	3,000	産業課
	農地整備事業 (中山間地域型) 平取南	平取南地区は、本町及び一部日高町までをエリアとした総延長約17kmの大規模な幹線用水路を中心とした地区で形成されており、古くから水田農業が営まれており、水稻、トマト、牛肉を主軸とした生産がなされている。農業用排水や農道等の整備により生産基盤を重点的に整備し、更なる生産性の向上を図るものである。	33,000	産業課
	農業施設等整備事業	長年の累加する降雨等により、山及び沢から土砂が流入し、国営明浜排水に土砂等が堆積。河床が浅くなり排水の流量が確保できず流下能力が低下している。近年の豪雨に備え、2か年で堆積土を浚渫し施設等の維持管理を図る。 (3年後は従来の維持管理を継続的に実施)	22,000	産業課

7-1

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
災害廃棄物の処理体制の整備	ごみステーション改修助成事業	各自自治会で設置しているごみステーションの老朽化に伴い、ごみ収集ボックスの新設費用を助成する。	1,000	町民課
	焼却処理施設	焼却炉の安定燃焼を確保するため、排ガス一酸化炭素濃度計、燃焼設備操作盤、焼却炉築炉設備の更新を行う。	178,000	衛生組合
	破碎処理施設整備事業	経年劣化により摩耗の激しい各設備の計画的な更新を行う。	100,000	衛生組合
	最終処分場整備事業	最終処分場の延命化を図るため、埋立物の中から可燃物を選別搬出し焼却する。	16,000	衛生組合
	給水設備整備事業	各処理施設のプラント水を安定供給するため、取水ダムゲートの大規模改修を行う。	150,000	衛生組合
地積調査の実施				

7-2

施策プログラム	推進事業	事業内容	計画事業費 (千円)	担当課
災害対応に不可欠な建設業との連携				
行政職員の活用促進	公文書管理事業	自治基本条例の原則である情報共有には、公文書管理が要となる。このため、公文書のスピーディーな検索を可能とする管理を行なう必要がある。電子データとして文書を保管することで、より効率的な文書管理が可能となる。		総務課
	税申告支援システム導入事業	令和2年度から消費税が電子申告へと義務付けされる。また税務署において個人所得税についても申告システムの導入を要請されていることから、税申告システムを導入し、よりスムーズで確実な税務サービスを確保する。	990	税務課

「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表【平取町】				人命の保護						消防・救急活動等の迅速な実施			行政機能の確保	ライフラインの確保				経済活動の継続維持		二次災害の防止		迅速な復旧・復興等			
テーマ	関連分野	政策(章)	基本施策(節)	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	2-1	2-2	2-3	3-1	4-1	4-2	4-3	4-4	5-1	5-2	6-1	7-1	7-2			
快速に暮らせるまちづくり	生活環境	土地利用の促進	総合的な土地利用の推進																						
		生活基盤の整備	道路の整備		●			●												●					
			情報通信の維持・活用							●															
			交通ネットワークの推進																						
			水運施設の整備																●						
			水運専攻の健全経営																●						
			生活雑排水の整備																●						
		町民生活	河川の整備					●																	
			水源地域の整備					●																	
		防災	犯罪の防止と交通安全																						
			消費者保護																						
		消防・救急	環境衛生の推進																				●		
			防災体制の整備									●													
		住宅	治山・治水対策の強化					●																	
			消防施設・設備の充実											●											
		環境対策	組織の強化と消防団の活性化									●		●											
			防災意識・救命知識の向上									●													
		景観・環境・緑地	住環境づくりと定住の促進																						
			省エネルギー・新エネルギーの推進																						
		みんなが歩む協働のまちづくり	町民活動・行政活動	公営住宅の計画的な整備																					
環境保全対策の推進																									
ごみ減量化・リサイクルの推進																									
緑化活動																									
景観の維持・整備																									
公園の維持整備																									
広域・広域活動の充実																									
自治会・町内会・コミュニティ活動の促進																									
ボランティア・NPO団体等の支援																									
多様な交流・協力活動の推進																									
行政運営	人権意識の啓発																								
	男女共同参画意識の醸成																								
財政運営	効率的な行政組織の運営																								
	職員の高質の向上																								
財政運営	住民サービス体制の充実																								
	広域行政の推進																								
財政運営	健全な財政運営																								
	公有財産の適正な運用																								
財政運営	公営企業会計の健全化																								